

募 集 要 項

1 募集の目的

大宮公園は1885（明治18）年に氷川神社に隣接して開設され県営公園の中で最も長い歴史を有する公園である。公園内には、氷川神社と一体となった社叢林や樹齢100年を超えるアカマツ林や約1000本の桜の疎林、梅林など風格のある景観が形成されお花見の時期をはじめ年間を通じて多くの来園者でにぎわっている。また、園内には野球場、サッカー場、双輪場などの運動施設があり、スポーツも公園の特徴の一つである。

園内では開園時以来から樹齢100年を超えた老木や、樹高が高い樹木が数多くをしめている。近年は、台風等の強風により、サクラのこぶ病やマツノザイセンチュウによる松枯れなど樹木の病気に起因した倒木や枝の落下などが発生し、来園者の安全安心が危ぶまれている。これらの問題に対応し、サクラやアカマツ等の樹木を次世代に良好に継承していくため、プロポーザルにより委託業者を決定し業務委託を実施するものである。

また、1年間の限られた期間に通常の維持管理に加え、樹木を中期的な視点から次世代に継承していくため、高い技術力と計画性、創意工夫、生産性の良さを持ち合わせた民間事業者から技術提案を募集するものである。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

大宮公園園地管理業務委託

(2) 委託箇所

大宮公園（埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4）

(3) 業務内容

大宮公園（面積約34.6ha）内の維持管理

(4) 履行期限

契約日から令和6年3月31日まで

(5) 予定額

40,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 契約方法

本要項に基づいて提出された技術提案書等をプロポーザル審査会で審査した結果を踏まえて県が決定した優先交渉権者と契約に向けて協議し、随意契約により契約する。

3 資格要件

(1) 応募者の形態

ア 日本国内の法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。個人での応募は受け付けない。

イ 複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、グループの名称及び代表者を定めて、「グループの協定書又はこれに準ずる書類」(様式は任意)を併せて提出すること。当該グループの構成員は、本要項に基づく応募に関して、他のグループの構成員となり、又は単独で応募をすることはできない。

なお、すべての構成員が下記(2)及び(3)の要件を満たしていなければ、応募することができない。

(2) 法人等が次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

イ 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第104条において準用する同規則第91条の規定により県の随意契約に参加させないこととされた者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続又は再生手続開始決定がなされ、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けているものを除く。)

エ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けている者。

(3) 公示日以後に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている期間がないこと。

(4) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

4 技術提案を求める具体的テーマ

【想定する条件】

- ・維持管理面積は、約34.6ha(サッカー場・歴史と民俗の博物館内は除く)である。
- ・維持管理施設は、別紙図面のとおりとする。園内・日本庭園及び野球場・双輪場・水泳場・弓道場・体育館跡地・小動物園の各建築物を除く区域である。
- ・想定している維持管理項目は、(別紙)令和5年度の仕様書に加えて、桜守の活動補助・圃場地の管理・園内の灌水・落ち葉の撤去・倒木及び枯れ枝等を緊急対応とする。ただし、圃場・園内の幼木の管理にかかる資材(水・肥料等)は県から提供する。
- ・園内等の維持管理にあたっては、公園利用に影響が出ないように除草等を行うとともに景観、安全性、樹木の育成等に配慮した剪定を行い快適な空間の維持に努めるものとする。
- ・剪定(梅、松、低木等)及び伐採を行い適切な密度管理により見通しや明るさを確保し樹木の保全に努める。

(1) 維持管理に関する提案

- ・維持管理に関する各項目の維持管理方針と実施回数
- ・剪定（仕様書）の時期、実施回数
- ・日本庭園の管理方針と手法
- ・公園利用者に配慮した施工計画

(2) 個別の提案事項

- ・倒木、枯れ枝等の緊急時の提案事項
- ・剪定等の計画に関する提案
- ・圃場の苗木、園内の幼木の育成に関する提案
- ・コスト縮減につながる維持管理手法の提案

5 選定基準

3の要件を満たしている者の中から、次の評価事項・評価基準に基づいて選定する。

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
業務の実績	法人等の実績	・類似業務 同種) 国又は県営公園の園地管理 類似) 同等規模の市町村公園の園地管理	10
実施体制	基本的な考え方と業務体制	・業務への理解度 ・保有する資格者の数 ・人員配置や役割分担、実効性の高い業務体制の確保	15
業務実施方針及び工程計画	業務実施方針及び工程計画	・技術提案内容も踏まえた業務実施方針が立てられ、創意工夫を持った内容になっているか	5
技術提案の内容	維持管理に関する提案	・各維持管理項目の維持管理水準や実施回数の提案があるか ・剪定の時期、回数に提案があるか ・桜や松、日本庭園の管理に関する創意工夫があるか ・公園利用者への配慮があるか	30
	個別の提案事項	・緊急時の対応に提案があるか ・苗木、幼木の育成に関する創意工夫があるか ・剪定等の計画に関する提案があるか ・コスト縮減に配慮した提案か ・上記の作業手法に関して公園利用者への配慮、安全確保に創意工夫があるか	20
見積内訳書	価格	・ $20 \times (1 - [\text{提案見積額} - \text{基準額}] / \text{基準額})$ ・最も低い見積金額を基準額とする	20
※R4維持管理項目をR5で積算し最低制限価格を下回る金額は基準額としない			

6 提出書類等

- (1) プロポーザル参加意思表明書（様式1号）
 - ・ 複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、「様式1号の2」も提出すること。
- (2) 技術提案書（様式2号）
 - ア 会社の業務経歴（様式2号の2）
 - イ 保有する技術職員の状況（様式2号の3）
 - ウ 具体的テーマに対する技術提案
 - ①基本的な考え方と業務体制（様式2号の4）
 - ②業務実施方針（様式2号の5）
 - ③工程計画等（様式2号の6）
 - ④維持管理に関する提案（1／2）（様式2号の7）
 - ⑤樹木管理に関する提案（2／2）（様式2号の8）
 - エ 見積内訳書（様式3号）
- (3) 応募に関する留意事項
 - ア 費用負担
応募に関するすべての書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。
 - イ 提出書類の取り扱い・著作権
提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するものとする。提出書類の返却はしない。県は提出者に無断で本応募以外の目的において、提出書類を使用したり漏らしたりはできない。
なお、受注者が提出した書類の著作権に関しては、契約締結時に県に帰属するものとする。
 - ウ 特許権
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている設計、施工方法、工事材料などを使用した結果生じた責任は受注者が負うものとする。
 - エ 県からの提示資料の取り扱い
県から提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (4) 作成に関する留意事項
 - ア 技術提案書は、5（2）で指定した様式に図表及び文章で記入すること。様式2号の2を除き、様式の変更及び追加は認めない。
 - イ 様式2号の2に添付する契約書の写し以外に追加資料等を添付した場合、当該追加資料等は評価の対象としない。
 - ウ 文字は注記を除き11ポイント以上の大きさとし、多色刷りは不可とする。
 - エ 技術提案書に未記入の項目がある場合は評価の対象としない。

7 募集要項に対する質問の受付期間及びその回答方法

- (1) 受付期間 令和 5年 4月17日(月)から

- 令和 5年 4月25日(火)午後4時まで
- (2) 回答日 令和 5年 4月27日(木)
- (2) 受付場所 12に同じ。
- (3) 受付方法 ・様式4号をe-mailで提出すること。
・到達したことを電話で12の担当者に確認すること。
- (4) 回答方法 参加意思表明書を提出した者全員に対して、e-mailで回答する。

8 手続き等

(1) 参加意思表明書の提出期限、提出場所及びその方法

簡易公募型プロポーザル方式に参加を希望する者（以下「希望者」という。）は、次のアからエに定めるところにより、参加意思表明書（様式1号）を提出すること。

- ア 提出期限 令和 5年 4月25日(火)午後4時まで(必着)
- イ 提出場所 12に同じ。
- ウ 提出方法 ・郵送又はe-mailにより提出する。ただし、e-mailで提出した場合は、後日、原本を郵送で送付すること。
・到達したことを電話で12の担当者に確認すること。
- エ その他 資格要件により参加が認められないことが確認された場合は、令和5年4月20日までにe-mailで通知する。なお、参加が認められない者の提案は無効とする。

(2) 技術提案書の提出期限、提出場所及びその方法

希望者は次のアからウに定めるところにより、技術提案書(様式2号から様式2号の9)及び見積内訳書(様式3号)を提出すること。

- ア 提出期限 令和 5年 5月15日(月)午後4時まで(必着)
- イ 提出場所 12に同じ。
- ウ 提出方法 ・郵送又は持参により提出する。
・郵送により提出した者は到達したことを電話で12の担当者に確認すること。
- エ 提出部数 2部

(3) 留意事項

大宮公園事務所は、土・日も開庁しているが、書類の受付は行わない。

9 技術提案書提出後の予定

- (1) 一次選定の有無 無
- (2) プロポーザル審査会（ヒアリング）

別に設置するプロポーザル審査会において、技術提案書等を審査する。なお、ヒアリングの実施場所及び時間は、技術提案書の提出者（以下「参加者」という。）にe-mailで通知する。

予定日：令和 5年 5月17日(水)以降

10 審査結果

(1) 審査結果の公表と通知

審査結果は、プロポーザル審査会終了後、参加者すべてに対して下記のとおり通知する。

ア 参加者からの提案等をプロポーザル審査会で審査し、最優秀者及び2番優秀者を選定する。

イ 最優秀者及び2番優秀者として選定された者に対しては、その旨を当該参加者の代表者あてに通知する。

ウ 最優秀者及び2番優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を当該参加者の代表者あてに通知する。

エ 上記イ、ウの通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日（埼玉県の日を定める条例（平成元年3月29日埼玉県条例3号）第1条に規定する県の休日を含まない）以内に、県に対して、その理由について説明を受けることができる。

(2) 最優秀者の取扱い等

ア プロポーザル審査会の審査結果を踏まえ、県が優先交渉権者、第二優先交渉権者を決定する。

イ 優先交渉権者は契約の締結ができなかったことが明らかになった時点で速やかにその旨と理由を記載した書面（A4版様式任意）を12に記載する連絡先まで持参すること。

11 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 提出された技術提案書は返却しない。

(3) 提出された技術提案書は、選定以外には、参加者に無断で使用しない。

(4) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。

提案された技術提案者に沿って審査を進めるが、より良い内容とするため、埼玉県から提案することがある。この場合、参加者は埼玉県との協議に応じなければならない。

(5) 参加者が1者の場合であっても選定を行う。

12 窓口・問い合わせ先

埼玉県大宮公園事務所 土木担当 尾田・早乙女

〒330-0803 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目

電話 048-641-6391

e-mail m4163911@pref.saitama.lg.jp